

# 岐阜市特定任期付職員 (スタートアップ推進室長) 採用試験要綱

◆申込受付期間 令和7年11月14日(金)～令和7年11月28日(金)  
(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

午前8時45分 ～ 午後5時30分まで

※郵送の場合は11月28日(金)必着です。

## 1 採用の目的

岐阜市では、令和3年7月から、岐阜駅に直結した Neo work-Gifu(岐阜市リモートオフィス)を拠点に、スタートアップ支援事業を開始し、相談窓口での起業支援をはじめ、起業家をバックアップする支援体制「岐阜市版スタートアップ・エコシステム」の構築や、起業家、投資家などのコミュニティ形成などを通じ、起業を促す環境を整えてきました。

今後は引き続き、起業支援をはじめとしたこれまでの事業に取り組み、起業を促す環境づくりに努めるとともに、岐阜市発スタートアップの創出や、スタートアップ等の有望な企業を本市への誘致するための施策を強化することにより、本市経済の活性化を図るため、民間から、特に高度で専門的な知識や経験を有するスタートアップ推進室長を、任期を定めて採用するものです。

## 2 採用予定人員及び職務内容

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 採用予定人員 | 1名                                |
| 職務内容   | 1 岐阜市発スタートアップ創出に向けた業務 等           |
|        | 2 起業家等のコミュニティの形成促進 等              |
|        | 3 起業を志す方及び起業家の増加に向けた取り組み 等        |
|        | 4 有望なスタートアップの支援 等                 |
|        | 5アントレプレナーシップの推進に関すること 等           |
|        | 6 中期的なスタートアップ支援事業に係る戦略づくりに関すること 等 |

## 3 任用期間

令和8年4月1日から3年間

※ただし、勤務成績、業務の進捗状況等により採用日から5年間を限度に本人の同意を得て期間を延長することがあります。

## 4 受験資格

次の要件をすべて満たすもの

- ・スタートアップやベンチャー企業等に対する経営支援等に関する支援の実務経験を通算3年以上有していること
- ・スタートアップ支援等に関する専門的な知識や経験を有し、岐阜市スタートアップ支援事業(岐阜市発スタートアップの創出、岐阜市版スタートアップ・エコシステムの構築等)に積極的に取り組む意欲と熱意があること
- ・行政とのスタートアップ推進等のプロジェクトにおいて、その知見を活かして企画又は実務等の業務に携わった経験を有していること
- ・学校教育法に基づく大学を卒業した人 又は 左に掲げる人と同等の資格があると認める人
- ・令和8年4月1日からスタートアップ推進室長として勤務が可能であること

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条の規定に該当する人

## 5 受験手続

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申込受付期間は、<b>令和7年11月14日(金)から11月28日(金)</b>までの午前8時45分から午後5時30分までです。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。)</li><li>・ 郵送の場合は、11月28日(金)必着です。</li></ul>                                                                                                                                                              |
| 申込先  | 岐阜市役所 経済部 商工課 スタートアップ推進室 (市庁舎13階)<br>〒500-8701 岐阜市司町40番地1<br>メールアドレス kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要事項を記入した下記提出書類について、申込先へ<b>紙(郵送又は持込み)及び電子データ(メール)両方を提出</b>してください。</li><li>・ 郵送による提出は、封筒の表に「<b>特定任期付職員(スタートアップ推進室長)採用試験受験</b>」と朱書きし、印刷した提出書類を封入し、書留又は簡易書留郵便でお送りください。</li><li>・ メールによる提出は、上記商工課スタートアップ推進室メールアドレス宛に、タイトルを「<b>特定任期付職員(スタートアップ推進室長)採用試験受験</b>」として提出書類の電子データを添付しお送りください。</li></ul> |
| 提出書類 | <ol style="list-style-type: none"><li>① 受験申込書(<b>紙については、写真を貼付</b>(3ヶ月以内に撮影・上半身・正面向・脱帽)し、「<b>宣誓欄</b>」に<b>自筆署名</b>)</li><li>② 職務経歴書(所定の様式を使用し、実務経験の内容等を具体的に記入)</li><li>③ レポート (下記6(1)アを参照)</li></ol>                                                                                                                                   |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全ての提出書類が紙及び電子データで提出されなければ、申し込みは受付できません。</li><li>・ 提出書類は返却できません。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                    |

## 6 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

### (1) 第一次試験

#### ア 試験方法

##### ・書類審査

提出書類(①受験申込書、②職務経歴書、③レポート)により、民間企業等における職務経験の内容、知識及び経験をどのように採用後の職務に活用できるかを基準として審査します。

##### ・レポートについて

下記テーマについての考えを2,000字以内で論述してください。レポートはA4版縦の用紙に横書きで記載し、冒頭にテーマと氏名を、明記してください。

様式の指定はありません。ファイル形式は pdf 形式、docx 形式(MS-Word2016 以上)、またはxlsx 形式(MS-Excel2016 以上)とし、上記5に従って提出してください。

**テーマ** 「あなたの民間企業等の経験や専門的な能力を活用して、  
スタートアップ推進室長の職務をどのように遂行し、  
岐阜市発スタートアップを創出しますか」

#### イ 第一次試験合格者発表

令和7年12月22日(月)までに、合格者及び不合格者あてに結果通知を郵送します。  
12月22日(月)までに到着しない場合は5の申込先に問い合わせてください。

### (2) 第二次試験

#### ア 試験日及び会場

令和8年1月上旬に岐阜市役所で実施する予定です。詳細は第一次試験合格者発表の際にお知らせします。

#### イ 試験方法

##### ・面接試験

人物、専門知識及び民間企業等における職務経験について個別面接による試験を行います。

#### ウ 第二次試験合格者発表

令和8年1月中旬(予定)までに、第二次試験受験者全員に合否の結果を郵送で通知します。  
審査の結果、合格者が無い場合もあります。

### (3) 受験資格等について

申込書の記載事項に不正があると、職員として採用される資格を失います。また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

## 7 合格から採用まで

### (1) 採用予定時期

原則として令和8年4月1日です。なお、採用に際しては、職務経験を確認するため職歴証明書を提出していただきます。

### (2) 給料

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて決定されます。

給料月額 555,000円(4号級)

給料・地域手当・期末手当・勤勉手当等が支給されます。扶養手当・住居手当・管理職手当は支給されません。なお、関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

### (3)勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分  
(正午から午後1時まで休憩時間)

## 8 試験結果の提供

第1次・第2次の各試験の不合格者の方のみ、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、以下の要領で試験結果の開示を請求することができます。電話・郵便によるお問い合わせにはお答えできません。

- (1) 期 間 試験結果が発表された日から1年間
- (2) 開示内容 「総合得点」及び「順位」
- (3) 手 続 受験者本人が、運転免許証等の本人確認書類を必ず持参の上、商工課スタートアップ推進室までお越しください。

採用試験に関する問い合わせ先

#### **岐阜市役所経済部商工課スタートアップ推進室**

〒 500-8701 岐阜市司町40番地1

TEL (058) 214-2771 (直通)

メールアドレス kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp